

山梨県公報

第三百六号

令和四年

八月四日

木曜日

目次

公 告

- 令和四年度製菓衛生師試験の実施……………四四三
- 落札者の決定について……………四四四
- 土地改良区役員の就任……………四四四
- 土地改良区役員の退任及び就任……………四四四
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四四七

公 告

● 令和四年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第四条第一項の規定により、令和四年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和四年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和四年十一月二十九日(火)午後一時十分から午後三時三十分まで
- 二 試験場所
 - 1 甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館
 - 2 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館
- 三 試験科目
 - 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品学
 - 4 食品衛生学
 - 5 栄養学
 - 6 製菓理論及び実技
- 四 受験資格 次のいずれかに該当する者
 - 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(旧国民学

校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。)であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)第二十七条の規定による改正前の製菓衛生師法による厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設を含む。)において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

3 昭和四十一年十二月二十六日において菓子製造業に従事していた者(学校教育法第五十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、同日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書等の提出先 受験願書等は、住所地を所管する各保健福祉事務所(保健所)(甲府市にあつては、甲府市福祉保健部保健衛生室医務感染症課)に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間 令和四年十月三日(月)から同月七日(金)までの午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

七 提出書類

1 受験願書

2 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類

3 写真(出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの)一枚

4 製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

八 受験手数料 九千四百円(受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)

九 合格者の発表 令和四年十二月十六日(金)午前十時に山梨県庁防災新館東側、各保健福祉事務所(保健所)及び甲府市健康支援センターの掲示板並びに山梨県のホー

ムページにおいて受験番号で発表する。
十 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二二三―一四八九
山梨県中北保健福祉事務所（中北保健所）衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―二二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所（峡東保健所）衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所（峡南保健所）衛生課	南巨摩郡富士川町鰍沢七百七十一番地二	〇五五六―二二一―八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五五―二四一―九〇三三
甲府市福祉保健部保健衛生室 医療感染症課	甲府市相生二丁目十七番一号	〇五五―二四二―六一八〇

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年八月四日

山梨県産業技術センター

所 長 内 藤 裕 利

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 電波暗室

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県産業労働部産業技術センター

(二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四

三 落札者を決定した日 令和四年七月一日

四 落札者

(一) 名称 明伸工機株式会社 甲府営業所

(二) 住所 山梨県甲府市德行二丁目九番十五号 甲府スカイビル

五 落札金額 二億千三百四十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和四年五月十九日

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

令和四年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	望月智	一 中央市西花輪千三百十一番地	令和四年七月二十一日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、五ヶ堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和四年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	理事長	役職名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
卯月勝人	井上真二	湯山英文	小佐野雄一	小林民夫	天野朶一	熊坂榮太郎	都倉史郎	長田和夫	都倉一浩	中村孟勃	小俣哲夫	小林歳男	萩原剛	氏名	
大月市大月一丁目十六番二十	大月市大月一丁目十九番八号	大月市大月一丁目十一番十号	都留市田野倉千四百二十七番地	都留市田野倉千四百七十一番地	都留市田野倉八百七十二番地	都留市田野倉四百四十八番地	一 都留市田野倉七百五十二番地	一 都留市田野倉八百二十八番地	都留市田野倉七百二十六番地	都留市田野倉五百三十九番地	都留市田野倉六百四十八番地	都留市田野倉八百三十八番地	大月市猿橋町猿橋二百八十五番地四	住所	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和四年三月三十一日	退任年月日	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
渡辺進一	大島日出男	野尻義雄	高取秀幸	小俣進	小幡稔	長田一幸	奥秋箇	相馬義明	山口昭博	望月榮二	西室衛	三号			
大月市猿橋町殿上五百八十五	大月市猿橋町殿上二百五十番地	大月市猿橋町猿橋百八十七番地二	大月市猿橋町猿橋二百五十四番地一	大月市大月町大月九百六十二番地	大月市大月町大月千五百四十八番地	大月市駒橋二丁目一番十号	大月市駒橋三丁目四番二十二号	大月市駒橋二丁目四番十五号	大月市御太刀二丁目九番十八号	大月市御太刀一丁目十一番七号	大月市大月三丁目一番二十二号	同			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	理事長	役職名	同	同	同
小林民夫	天野朶一	熊坂榮太郎	長田和夫	都倉一浩	井上康彦	中村孟勃	小侯哲夫	小林歳男	萩原剛	氏名	住所	藤田邦芳	井上康彦	
都留市田野倉千四百七十一番	都留市田野倉八百七十二番地	都留市田野倉四百四十八番地	一 都留市田野倉八百二十八番地	都留市田野倉七百二十六番地	都留市田野倉千三百四十九番地	都留市田野倉五百三十九番地	都留市田野倉六百四十八番地	都留市田野倉八百三十八番地	大月市猿橋町猿橋二百八十五番地四	就任年月日	令和四年四月一日	大月市猿橋町猿橋百十三番地	都留市田野倉千三百四十九番地	番地十一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小宮保則	小宮俊次	長田一幸	奥秋曾	相馬義明	山口昭博	望月榮二	西室衛	卯月勝人	井上真二	湯山英文	小佐野雄一	同	同	同
大月市大月町大月九百六十三番地	大月市大月町大月七百五十五番地	大月市駒橋二丁目一番十号	大月市駒橋三丁目四番二十二号	大月市駒橋二丁目四番十五号	大月市御太刀二丁目九番十八号	大月市御太刀二丁目十一番七号	大月市大月三丁目一番二十二号	大月市大月一丁目十六番二十三号	大月市大月一丁目十九番八号	大月市大月一丁目十一番十号	都留市田野倉千四百二十七番地	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	高取秀幸	大月市猿橋町猿橋二百五十四番地一	同
同	野尻義雄	大月市猿橋町猿橋百八十七番地二	同
同	岡島一夫	大月市猿橋町殿上五百八十八番地八	同
同	大島日出男	大月市猿橋町殿上二百五十番地	同
監事	都倉史郎	都留市田野倉七百五十二番地一	同
同	藤田邦芳	大月市猿橋町猿橋百十三番地一	同

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 令和四年八月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市田野町下田井字下幅下六十八番四、六十八番八、六十九番一、七十番一、七十一番、七十二番一、七十二番二、七十三番、七十三番内一、七十四番一、七十四番二、七十四番三、七十四番四、七十六番一、七十六番二、七十六番五、七十六番十三、八十番、八十番二、八十一番、八十二番一、八十二番二、八十三番二、八十三番三、八十三番四、八十三番五、八十三番三先水及び八十三番三先道
 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
---------	--------

道路 水路 緑
 地 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市湯村一丁目九番三十七 有限会社 秋山建設運輸 代表取締役 瀧田 雅彦

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番